

(別紙) 運用基準例

〇〇〇の設置する防犯カメラの運用基準

1 目的

この基準は、・・・施設に設置する防犯カメラについて、適正な運用のための必要な事項を定めることにより、(主として防止の対象とする犯罪の名称)などの犯罪を防止することと県民等のプライバシーを保護することの調和を図ることを目的とする。

2 防犯カメラの設置場所、撮影範囲等

防犯カメラの設置場所、撮影範囲等は、次のとおりとする。

(1) 設置場所

施設(店舗) 入口及び施設内(店舗内) 台数 台

(2) 撮影範囲

施設(店舗) 入口付近及び施設内(店舗内)
駐車場

(3) 撮影時間 防犯カメラの撮影時間は、・・・とする。

(4) 録画 防犯カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

3 防犯カメラの運用責任者の指定等

(1) 防犯カメラの運用を適正に行うため、防犯カメラの運用責任者を置く。

(2) 運用責任者は、(職名を記載)をもって充てる。

(3) 運用責任者の責務は、次のとおりとする。

ア 画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用の防止のために必要な措置に関する事。

イ 防犯カメラの運用に従事する者に対する指導、監督に関する事。

ウ その他画像の適正な取扱いに関する事。

4 画像の管理

画像の漏えい、滅失、き損、改ざんの防止等のため、次の措置を講じる。

(1) 画像の保管方法

ア 画像を記録した媒体は、事務室の保管庫に施錠のうえ、保管する。

イ 原則として画像の閲覧及び持ち出しを禁止する。

(2) 画像の保存期間

画像の保存期間は、・・・日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、・・・の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を書面に記録するものとする。

(3) 画像の消去

画像の消去は、初期化(又は上書き)により行うものとする。ただし、媒体を廃棄する場合は、破碎のうえ、廃棄するものとする。

5 画像の利用及び提供制限

(1) 画像は、次に掲げる場合を除き、目的外に利用し、又は他者に提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められる場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等の目的による要請を受けた場合

(2) (1) に基づき、画像を他者に提供する場合には、運用責任者(又は設置者)の許可を得たうえで提供するものとし、提供日時、提供先、提供した画像の内容、提供の目的・理由等を書面に記録するものとする。

6 設置表示

防犯カメラが設置されていることについて、通行者(施設利用者)の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」等その旨を表示することとする。

7 苦情等の対応

苦情や問合せには、運用責任者が適切かつ迅速に対応するものとする。

8 その他

この基準に定めるもののほか、防犯カメラの運用に関し、必要な事項は、・・・が別に定める。

(参考様式1)

画像保存期間延長理由書

延長決定日	平成 年 月 日
延長する理由	
本来の保存期間 終了年月日	平成 年 月 日まで
延長後の保存期間 終了年月日	平成 年 月 日まで
その他の 特記事項	

(参考様式2)

画像提供記録書

提供日時	平成 年 月 日 時 分
画像 提供 先	所 属
	職 氏 名
	連 絡 先
提供する目的・理由	
提供する画像の内容	
その他の 特記事項	

防犯カメラ運用体制の概要図

防犯カメラ運用の留意事項
※プライバシーに配慮
※画像データの漏えい防止等
※目的外利用、外部提供の禁止

○設置者
運用基準の制定、遵守

指導、監督

○運用責任者
▪運用基準の遵守
▪防犯カメラ及び画像の適正な管理
▪苦情等の対応
▪画像の外部への提供可否判断

指導、監督

○運用従事者
▪運用基準の遵守
▪画像データの保存状況の点検
▪画像データの保存期間終了後の消去
▪記録媒体の破碎、裁断等の処理(廃棄の場合)
▪苦情等の対応

○その他の従業員
▪運用基準の遵守



パートナーシップ21くまもと

くまもと犯罪の起きにくいまちづくり
ホームページ

<http://www.pref.kumamoto.jp/bouhan/>

熊本県環境生活部交通安全・青少年課

〒862-8570 熊本市水前寺6-18-1

TEL 096-333-2293

FAX 096-382-7403